

仕 様 書

1 件 名

災害援護資金貸付金に係る債権回収業務委託

2 業務概要

東日本大震災における災害援護資金貸付金について、償還率の向上を目的として、これまで本市が実施してきた各種文書の通知、電話対応、入金管理など、債権管理にかかる一連の業務を委託するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 委託場所

委託業者にて用意

5 委託債権

(1) 委託債権額 125,000 千円 (おおよそ 125 件程度)

(2) 委託債権範囲 東日本大震災に係る災害援護資金貸付金債権。ただし、次のアからオに該当する債権は除く。

ア 訴訟等の法的措置を実施している債権

イ 自己破産・免責となった債権

ウ 主債務者が死亡し、保証人・相続人等の請求先が不明の債権

エ 生活保護等の経済的な理由で支払猶予をしている債権

オ その他委託することが適切ではないと判断される債権

6 委託業務

(1) 債権管理回収業務

(2) 入金口座及び保管口座管理業務

(3) 回収した未収金の払込業務

(4) 報告業務

7 業務内容

(1) 債権管理回収業務

- ① 借受人および連帯保証人（以下「債務者等」という。）に対し、各種文書の通知を行う。

- ア 契約締結後速やかに債務者等に対し文書により受託通知を送付し、発注者から債権管理回収業務を受託した旨を周知すること。
- イ 債務者等に対し、償還通知や督促・催告書などを月1回送付し、納付の通知・催告を行うこと。
- ② 債務者等に架電を行い、指定された債権を的確に回収すること。
- ③ 債務者等から未収金を回収し、受注者が指定する口座へ振込ませること。その際の手数料は債務者等の負担とする。
- ④ 債務者等から時効の援用の申し出があった場合には、発注者にその旨連絡し、適切に対応すること。

(2) 入金口座及び保管口座管理業務

- ① 受注者は、振込により債務者等から未収金の支払いを受けるときは、当該業務専用の決済用預金口座で受けなければならない。また、債務者等から現金書留郵便等による送金または現金の受領があったときについても、当該業務専用の決済用預金口座に速やかに入金しなければならない。
- ② 受注者は、回収した未収金を発注者に払い込むまでの間、当該業務専用の決済用預金口座において、確実かつ安全に保管しなければならない。

(3) 回収した未収金の払込業務

- ① 回収した未収金は、月締めにて、翌月20日までに発注者が指定する銀行口座に払い込まなければならない。その際の振込手数料は受注者負担とする。
- ② 契約期間終了後に回収した未収金がある場合の取扱いについては、別途協議の上決定する。

(4) 報告業務

- ① 定期報告
月末時点における対象債権について、翌月第5営業日までに月次精算書及び精算書明細を提出すること。
- ② 随時報告
債務者等とのトラブルや苦情、新たに知り得た債務者等の情報については、随時報告すること。特に、債務者等について破産開始手続、民事再生手続等の申立や時効の援用の申し出があった場合、または死亡その他重大な変化があった場合は速やかに発注者へ報告すること。

8 提供する情報

受注者に提供する債務者等の情報の範囲は、契約締結時において把握しているものと

し、情報内容は次の（１）～（３）のとおりとする。

（１）債務者等の基本情報

氏名、生年月日、性別、住所、勤務先、電話番号、債権名、滞納額、

（２）督促・催告等の状況

（３）その他

受注者から（１）および（２）以外の情報提供を求められた場合に、当該業務の遂行に必要と認められる範囲の情報

９ 債権回収業務への債権の追加、修正および中止

（１）発注者は、委託債権の追加を行う際は、受注者の了承を得たのちに、受注者に委託する。

（２）発注者は、受注者への対象債権の情報提供後、提供した情報と異なる事実が発覚した場合は、速やかに受注者に報告する。

（３）受注者は、対象債権のうち、特定の債権について、発注者から委託の中止の申し出があった場合、これに応じる。

（４）受注者は特定の債権について回収不能であること、または反社会的勢力に該当するものであることが判明した際は、速やかに発注者に報告する。

（５）発注者および受注者は、（１）から（４）までの事実が発生した場合には、債権数及び債権金額を相互に確認する。

10 届出

受注者は、以下の（１）～（３）を発注者に届け出るものとする。

（１）受注者の本社および営業所等の管轄部署の電話番号

（２）責任者の氏名および役職等

（３）その他発注者が必要と認める事項

11 契約終了後の措置

（１）委託期間終了日をもって、全債権を発注者に引き継ぐこと。

（２）本業務における債務者等との交渉等経過記録及び債務者等から知り得た情報は、全て発注者に無償提供するとともに、経過記録及び情報に関する問い合わせに対し、契約期間終了後においても誠実に対応すること。

（３）受注者は、業務に関して知り得た債務者等の個人情報について、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成11年法務省令第4号）第15条第2項に規定する保存期限の満了後、確実かつ速やかに発注者に返却し、または受注者の責任において廃棄しなければならない。

1.2 成果品

- (1) 実施計画書
- (2) 対応マニュアル（償還勸奨、苦情等）
- (3) 督促状・催告状
- (4) 対応記録
- (5) 債権の分析報告書（回収困難要因の整理や対応時期等）
- (6) 回収実績報告書
- (7) 業務完了報告書

1.3 委託料の支払

- (1) 業務委託料は成功報酬制とし、受注者が回収した金額に成功報酬率を乗じ、1円未満の端数があるときは切り捨てて、100分の110を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。
- (2) (1)に定める委託料の支払は月末締め翌月払とする。
- (3) 成功報酬率は契約にて定めた率とする。
- (4) 発注者は、受注者が本契約期間中に回収した金額に成功報酬率を乗じ消費税相当額を加えた金額を確定金額とし、受注者からの請求により支払うものとする。
- (5) 委託未収金が受注者を介さず発注者に入金された場合は、受注者の回収金とみなし、委託料の算定に合算するものとする。また、発注者は入金があった旨を受注者に連絡するものとする。

1.4 その他

- (1) 関係法令の遵守
受注者はこの事業を実施するにあたり、関係法令および関係条例等を遵守すること。
- (2) 再委託について
受注者は、受託業務を一括して第三者に再委託し、または請け負わせることはできない。
- (3) 個人情報の保護
受注者は、当該業務で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年塩竈市条例第28号）及び別記「個人情報取扱事務特記事項」に基づき、個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失および毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 守秘義務
受注者は、本業務より知り得た個人情報等は本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用、または他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了

した後においても同様とする。

- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

以上